

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十二月十二日奈良県指令桜土第四七一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十六日中土第六六一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市十市町八八六番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市十市町七七九番地

森里章